

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月27日
【会社名】	株式会社ニーズウェル
【英訳名】	Needs Well Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船津 浩三
【本店の所在の場所】	東京都新宿区富久町13番15号
【電話番号】	03-5360-3671（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 加藤 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区富久町13番15号
【電話番号】	03-5360-3671（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 加藤 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成30年12月21日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年12月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額105,197,600円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

迅速な株主総会手続きのため、株主総会議事録への出席取締役全員の記名押印を不要とし、併せて字句の修正を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

No.	変更前定款	変更後定款
1	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
2	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

船津浩三、窪田征夫、井ノ口裕、木村ひろみ、加藤和彦、塚田剛、後藤伸応、柳川洋輝、坂上秀昭を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	33,140	26	-	(注)1	可決 99.17
第2号議案	33,122	44	-	(注)2	可決 99.12
第3号議案					
船津浩三	32,845	321	-	(注)3	可決 98.29
窪田征夫	32,855	311	-		可決 98.32
井ノ口裕	32,865	301	-		可決 98.35
木村ひろみ	32,865	301	-		可決 98.35
加藤和彦	32,865	301	-		可決 98.35
塚田剛	32,857	309	-		可決 98.32
後藤伸応	32,865	301	-		可決 98.35
柳川洋輝	32,862	304	-		可決 98.34
坂上秀昭	32,857	309	-		可決 98.32

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上